

平成 19 年度
大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会

議 事 次 第

日時：平成 20 年 3 月 21 日（金）
14：00～16：30
場所：春日野荘 飛鳥の間

1. 挨拶
2. 議事
 - (1) 平成 19 年度「大台ヶ原自然再生推進」実施報告案について
 - (2) 平成 20 年度「大台ヶ原自然再生推進」実施計画案について
 - (3) その他
3. その他

配布資料一覧

● 出席者名簿

● 配席表

資料1 平成19年度「森林生態系保全再生」実施報告及び平成20年度実施計画

資料2 平成19年度「ニホンジカ保護管理」実施報告及び平成20年度実施計画

資料3 平成19年度「新しい利用のあり方推進」実施報告及び平成20年度実施計画

資料4 大台ヶ原自然再生推進計画の見直しについて（案）

資料5 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会設置要領（改正案）

参考資料1 平成19年度森林生態系部会資料等一式

参考資料2 平成19年度ニホンジカ保護管理部会資料等一式

参考資料3 平成19年度利用対策部会資料等一式

参考資料4 平成19年度各部会・関連WG議事概要一式

平成19年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
出席者名簿

<委員>

| | |
|--------|--|
| 井上 龍一 | 奈良教育大学付属小学校 教諭 |
| 川瀬 浩 | 日本野鳥の会奈良支部 支部長 |
| 木佐貫 博光 | 三重大学 准教授 (ご欠席) |
| 佐久間 大輔 | 大阪市立自然史博物館 学芸員 |
| 柴田 叡弼 | 名古屋大学大学院 教授 |
| 高田 研一 | 高田森林緑地研究所 所長 |
| 高橋 裕史 | 独立行政法人森林総合研究所関西支所 生物多様性グループ |
| 高柳 敦 | 京都大学大学院 講師 |
| 田村 義彦 | 大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長 |
| 鳥居 春己 | 奈良教育大学教育学部附属 自然環境教育センター准教授 |
| 長嶋 俊介 | 鹿児島大学多島圏研究センター 教授 |
| 西田 正憲 | 奈良県立大学 教授 |
| 野間 直彦 | 滋賀県立大学 講師 |
| 日野 輝明 | 独立行政法人森林総合研究所関西支所 野生鳥獣類管理チーム長 (ご欠席) |
| 日比 伸子 | 橿原市昆虫館 資料学芸係長 |
| 前田 喜四雄 | 奈良教育大学教育学部附属 自然環境教育センター 教授 |
| 松井 淳 | 奈良教育大学 教授 |
| 檜村 久子 | 京都女子大学 教授 |
| 村上 興正 | 元京都大学 講師 |
| 横田 岳人 | 龍谷大学 講師 |

< 関係機関 >

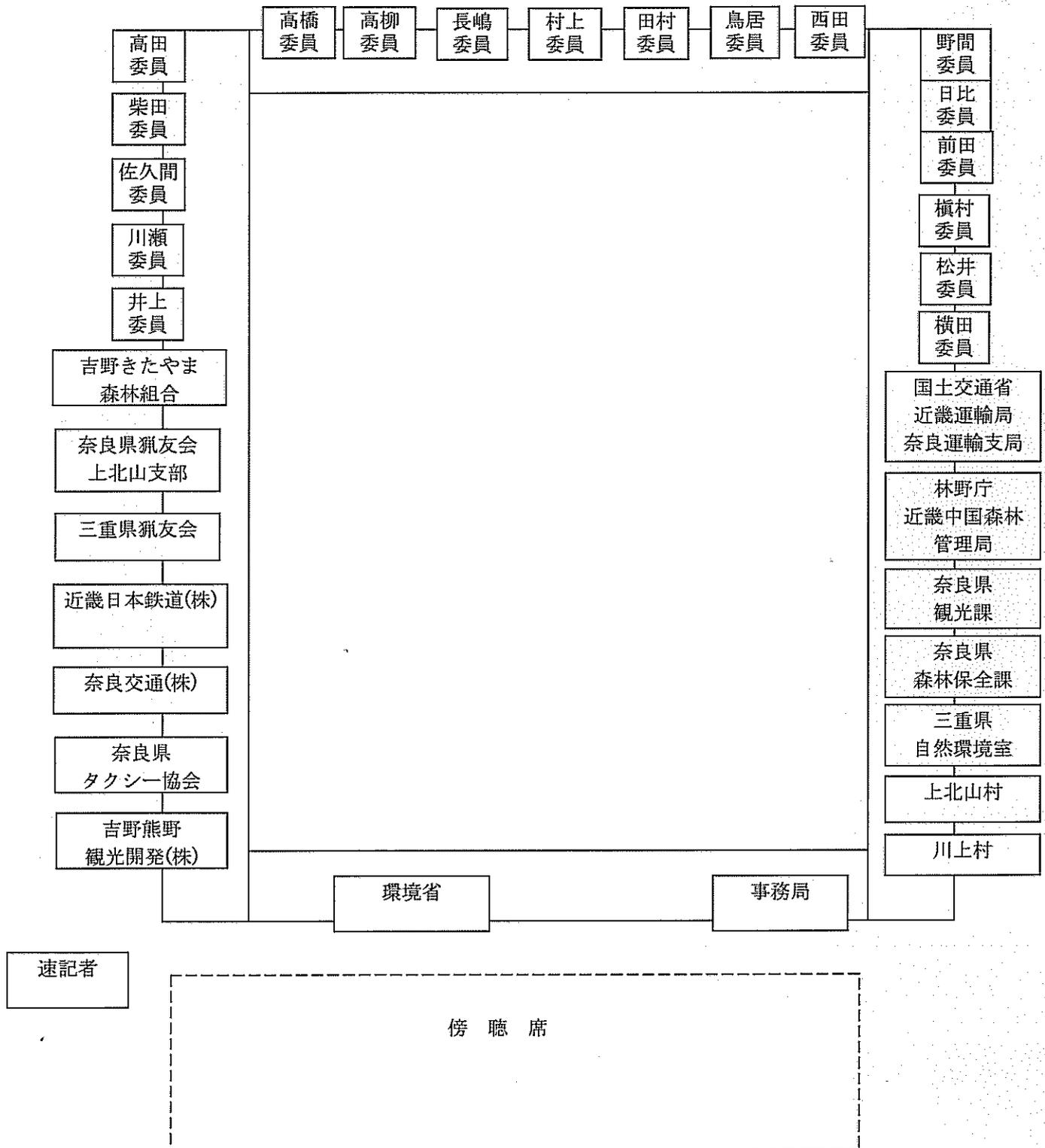
| | | |
|---|-------------------------|---------------------------|
| 国土交通省近畿運輸局 奈良運輸支局 | 葛城 滝男 | 首席運輸企画専門官 |
| 林野庁近畿中国森林管理局 計画部計画課 計画部指導普及課 三重森林管理署 | 藤田 靖之 宮崎 裕之 荘司 庄一 | 経営計画第4係長 課付 流域管理調整官 |
| 奈良県企画部観光交流局観光課 | 辻岡 好文 | 主査 |
| 奈良県農林部森林保全課 | 中川 康博 | 係長 |
| 三重県環境森林部自然環境室 | 宮本 正行 | 副室長 |
| 上北山村建設産業課 | 南 友二 | 主事 |
| 川上村地域振興課 | 辰巳 龍三 | 主事 |
| 大台町宮川総合支所産業室 | ご欠席 | |
| 吉野きたやま森林組合 | 森岡 哲也 | 参事 |
| 上北山村商工会 | ご欠席 | |
| (社)奈良県猟友会上北山支部 | 福西 貢 | 支部長 |
| (社)三重県猟友会 | 中世古 太輔 | 会長 |
| 近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部運輸部営業課 | 桐間 昭 河野 俊幸 | 課長 主査 |
| 奈良交通(株) 自動車事業本部乗合バス事業部 | 米田 佳弘 | リーダー |
| 奈良県タクシー協会 | 岩橋 宣禎 | 専務理事 |
| 吉野熊野観光開発(株) | 林 彪 | 専務取締役 |

< 事務局 >

| | | |
|----------------|--|--|
| 環境省 | | |
| 近畿地方環境事務所 | 瀬川 俊郎 田邊 仁 杉田 高行 高橋 勝志 小林 浩二 西野 雄一 福原 裕 櫻澤 裕樹 | 所長 統括自然保護企画官 国立公園・保全整備課長 野生生物課長 里地里山保全専門官 移入生物専門官 自然保護官 自然保護官 |
| 吉野自然保護官事務所 | 羽井佐 幸宏 木谷 昌史 | 自然保護官 自然保護官補佐 |
| (財)自然環境研究センター | 永津 雅人 | 第3研究部長 |
| (株)環境総合テクノス | 樋口 高志 | 環境共生部リーダー |
| (株)スペースビジョン研究所 | 宮前 洋一 | 代表取締役 |

平成19年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会

配席表



平成 19 年度「森林生態系保全再生」実施報告及び平成 20 年度実施計画

I 平成 19 年度「森林生態系保全再生」実施報告

1. 実施項目

(1) 森林生態系保全再生のために実施する植生保全対策

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第 2 期）に基づき、今後 5 年間の植生保全対策の整備基本方針について検討した。

(2) 実証実験の実施・効果確認調査

森林再生手法の検討のため、将来本格的に森林生態系の保全再生に取り組む際に、どのような手法が適切であるかを見極めるため、平成 16 年度より実証実験及び実証実験の効果を確認するためのモニタリング調査を実施している。

平成 19 年度は、森林生態系保全再生手法検討WGを開催し、検討の進め方や効果の検証方法等について検討するとともに、森林生態系保全再生計画の見直しに向けた論点整理等を行った。なお、上記検討の際には、今後、実証実験の実施等について一層の普及啓発を図ることを視野に入れ、資料を整理した。

(3) 植生に関する調査

平成 15 年度から、植生の変遷やニホンジカによる影響等を科学的に評価するため、実施内容に示す項目について、継続的なモニタリング調査を実施している。

平成 19 年度も引き続き、モニタリング調査を実施し、これまでの調査結果を含めて結果を整理した。調査は、基本的に 7 つの植生タイプの対照区（防鹿柵の内外）において実施した。

(4) 野生動物に関する調査

平成 15 年度から、森林生態系の回復がどのように進んでいるかを把握するため、環境の影響に反応し、指標になると考えられる動物群について、継続的なモニタリング調査を実施している。

平成 19 年度も引き続き、モニタリング調査を実施した。調査は、7 つの植生タイプの対照区において行う「植生タイプ別調査」と、広く大台ヶ原の特徴を捉える「地域特性把握調査」に分けて実施した。

(5) 西大台利用調整地区モニタリング調査

森林生態系保全再生手法検討WG及び第 1 回森林生態系部会において西大台利用調整地区モニタリング調査の手法検討及び結果の評価を実施し、検討結果をもとに「西大台利用調整地区に係るモニタリング計画（修正案）」を策定した。

2. 部会等の開催状況

| | | |
|-------|--------|--|
| 平成19年 | 6月11日 | 第1回植生保全対策WG（ニホンジカ保護管理部会と合同） |
| | 7月17日 | 現地検討（第2回植生保全対策及び第1回森林生態系保全再生手法検討）WG（ニホンジカ保護管理部と合同） |
| | 7月18日 | 法検討WG（ニホンジカ保護管理部と合同） |
| | 11月8日 | 第2回森林生態系保全再生手法検討WG |
| | 12月21日 | 第3回森林生態系保全再生手法検討WG（西大台利用調整地区モニタリング手法検討を含む） |
| 平成20年 | 1月15日 | 第1回森林生態系部会 |
| | 2月14日 | 第3回植生保全対策WG（ニホンジカ保護管理部会と合同） |
| | 3月4日 | 第2回森林生態系部会 |

表-1 平成19年度「森林生態系保全再生」実施状況

| | 平成19年 | | | | | | | | | | 平成20年 | | |
|----------------------------|------------------------|----|-----------------------------|-------------------------------|----|----|-----|---------|---------|----|-------|-----------------------------|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 評価委員会 | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 森林生態系部会 | | | | | | | | | | ○ | | ○ | |
| 1. 森林生態系保全再生のために実施する植生保全対策 | ← 植生保全対策に関する検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ WG (ニホンジカ保護管理部会と合同) | ○ 現地WG (ニホンジカ保護管理部会と合同) | | | | | | | | ○ WG (ニホンジカ保護管理部会と合同) | |
| 2. 実証実験の実施・効果確認調査 | ← 実証実験・効果確認調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 森林生態系保全再生手法の検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ 現地WG | | | | | ○ WG | ○ WG | | | | |
| 3. 植生に関する調査 | ← 再生ポテンシャルに関する基礎調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 植生モニタリング調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 植物相調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← パッチディフェンスの効果確認調査 → | | | | | | | | | | | | |
| 4. 野生動物に関する調査 | ← 植生タイプ別調査(鳥類) → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 地域特性把握調査(爬虫類、両生類) → | | | | | | | | | | | | |
| 5. 西大台利用調整地区モニタリング調査 | ← モニタリング調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← モニタリング結果の評価・修正案の作成 → | | | | | | | | | | | | |

3. 実施内容

(1) 森林生態系保全再生のために実施する植生保全対策(参考資料 10P~25P 参照)
ニホンジカ保護管理部会と合同で植生保全対策 WG および現地検討 WG を開催し、大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画(第2期)に基づき、今後5年間の植生保全対策(防鹿柵等整備基本方針)について、検討した。

1) 保全対象

植生保全対策における保全対象は、母樹、後継樹、下層植生、減少傾向にある種、多様な生物の生息環境とした。

2) 植生保全対策の効果と問題点の整理

実施する対策ごとの効果とその問題点について、一覧表に整理した。

3) 植生保全対策の実施場所と実施方法について

①区域保全対策(防鹿柵等)

優先度、シカによる被食からの保護の緊急性、景観への配慮、設置コスト等を総合的に判断し、設置方針をとりまとめた。

②単木保護対策(ラス巻き等)

剥皮により枯死しやすい樹種を対象とし、特に実施から年月が経過している場所、対策未実施の場所を優先して実施する方針とした。

4) モニタリング

植生保全対策実施後の効果検証モニタリングの方法について検討した。

※なお、今年度については、現地検討 WG において決定した防鹿柵設置予定地(七つ池下)の測量(4.62ha)および東大台中道沿いでのラス巻き 1773 本を実施した。

(2) 実証実験の実施・効果確認調査(参考資料 1 26~28P 参照)

1) 森林生態系保全再生手法検討の進め方

平成20年度の森林生態系保全再生計画の見直しの際には、5年間の調査結果により実証実験の効果を検証するとともに、課題等を整理したうえ、次の段階の再生手法について検討することとした。

2) 実証実験の効果の検証方法

実証実験については、それぞれの実験手法の実施目的が整理されており、実証実験の効果を検証する際には、実施目的を達成しているかという観点で検証することとした。

3) 再生ポテンシャルの検証

推進計画における再生ポテンシャルは、1年程度の調査結果から評価したものである。

森林生態系保全再生計画の進め方は「仮説検証型」としており、再生のための筋道(仮説)を想定し、再生の方向性や方法が適当であるかを、科学的調査(実証実験、モニタリング)により評価分析し、その結果に応じて必要な修正を随時行うなど順応的に実施するとしている。

そのため、再生ポテンシャルについても、継続的なモニタリング調査結果を用いて、その評価内容が適切であるかについて検証する必要がある。

平成19年度は、実証実験の前提となる再生ポテンシャルについて、平成15~19年度の調査結果を用いて検証し、その結果、各植生タイプの再生ポテンシャルは、推進計画における評価内容と同様であった。

4) 実証実験の効果の整理

平成 19 年度は、それぞれの実験手法の実施目的に対する効果として、これまでの調査結果から明らかとなった内容を整理した。

(3) 植生に関する調査 (参考資料 1 29~61P 参照)

平成 15~19 年度までの継続的な調査結果を整理した。

1) 再生ポテンシャルに関する調査 (平成 15 年度~)

①結実量調査

植生タイプ I では、種子散布がほとんどないこと等が確認された。

②環境条件調査

植生タイプ I では、他の植生タイプに比べ、最高気温と最低気温の差が大きいこと、最低湿度が低いこと等が確認された。

2) 植生モニタリング調査

①実生生育基質調査 (平成 16 年度~)

倒木・根株上に生育しているトウヒの実生は、特にミヤマクサゴケなどの葉が互いに入り組んで厚みのあるマットを形成するコケの上に生育しているものが多かった。

②実生調査 (平成 15 年度~)

実生数が多いのは、植生タイプ III, VII であること、生存率は防鹿柵内の方が若干高い傾向を示していること等が確認された。

③林床植生調査 (平成 15 年度~)

ミヤコザサの稈高については、防鹿柵の内外に関わらず増加傾向にあり、全ての植生タイプで柵内の方が柵外よりも増加の程度が大きいこと等が確認された。

3) 植物相調査 (平成 16 年度~)

大台ヶ原地域内において、平成 19 年度までに 102 科 476 種の植物 (維管束植物) が確認された。なお、全体の約 13% にあたる 60 種が環境省レッドリストまたは近畿地方レッドデータブックに掲載されている。

4) パッチディフェンスの効果確認調査 (平成 18 年度~)

西大台の森林の更新の場であるギャップ内に後継樹の保全のためのパッチディフェンスを試験的に設置し、その効果を確認することを目的とする。

平成 19 年度は実生調査、植生調査、光条件測定を行った。実生調査の結果、針葉樹ではヒノキ、ウラジロモミ等、広葉樹ではミズメ、カエデ類、コバノトネリコ等の実生が確認された。

(4) 野生動物に関する調査 (参考資料 1 62~69P, 90~106P 参照)

1) 植生タイプ別調査 (鳥類調査)

平成 16 年度に実施した鳥類調査と同様の調査を実施し、結果を比較した。区画センサスについては、植生タイプ I では兩年とも、種数、個体数ともに少なく多様性は回復していないこと、植生タイプ VII の柵内では種数、個体数が顕著に増加したこと等が確認された。また、テリトリーマッピングでは主に東大台において、ウグイスとキクイタダキが増加している反面、西大台においてアカハラが減少していること等が確認された。

2) 地域特性把握調査 (両生類・爬虫類調査)

爬虫類については、平成 15~19 年度の調査により、シマヘビ等の 3 種が確認されている。

両生類については、平成 15~19 年度の調査により、オオダイガハラサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の 4 種が確認されており、各種の繁殖状況について調査を行った。

(5) 西大台利用調整地区モニタリング調査 (参考資料1 71~89P 参照)

西大台地区利用適正化計画における2つの達成目標(①自然環境への負荷の軽減、②より質の高い自然体験を享受する場の提供)を踏まえ、その達成状況を判断するための指標のうち、野生動植物に関する調査(歩道周辺等における植物の種構成、希少植物の分布、種子の持込み状況、蘚苔類の被度、土壤動物の個体数、利用集中期における鳥類の種数・個体数、利用者数等)の結果の評価及び調査方法等の再検討を実施し、「西大台利用調整地区に係るモニタリング計画(修正案)」を策定した。

平成 19 年度「ニホンジカ保護管理」実施報告及び平成 20 年度実施計画

I 平成 19 年度「ニホンジカ保護管理」実施報告

1. 実施項目

(1) 個体数調整

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第 2 期）に基づき、個体数調整を実施した。
また、新規捕獲手法の検討を行った。

(2) 植生保全対策

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第 2 期）に基づき、区域保全対策、単木保護対策を実施するとともに、今後 5 年間の植生保全対策の整備基本方針を検討した。

(3) モニタリング調査

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第 2 期）に基づき、ニホンジカの生息状況や植生への影響について調査を行った。

(4) その他

大台ヶ原周辺地域におけるニホンジカ保護管理に関する関係機関間の情報共有を目的に「大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議」を設置した。

2. 部会等の開催状況

| | | |
|---------|-----------|--|
| 平成 19 年 | 6 月 11 日 | 第 1 回植生保全対策WG（森林生態系部会と合同） |
| | 7 月 3 日 | 大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議 |
| | 7 月 17 日 | 現地検討（第 2 回植生保全対策及び第 1 回森林生態系保全再生手 ～ 18 日 法検討）WG（森林生態系部会と合同） |
| | 9 月 7 日 | 第 1 回個体数調整WG |
| | 10 月 31 日 | 第 1 回ニホンジカ保護管理部会 |
| 平成 20 年 | 2 月 14 日 | 第 3 回植生保全対策WG（森林生態系部会と合同） |
| | 2 月 18 日 | 第 2 回個体数調整WG |
| | 3 月 7 日 | 第 2 回ニホンジカ保護管理部会 |

表-1 平成19年度「ニホンジカ保護管理」実施状況

| | 平成19年 | | | | | | | | | | 平成20年 | | |
|--------------|------------------------------------|----|-------------------------|---------------------------|----|----|---------|-----|-----|----|-------|-------------------------|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 評価委員会 | | | | | | | | | | | | ○ | |
| ニホンジカ保護管理委員会 | | | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| 1. 個体数調整 | ← 麻醉銃・アルパインキャプチャーによる捕獲・新規捕獲手法の検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | 装薬銃による捕獲 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ○ WG | | | | | ○ WG | |
| 2. 植生保全対策 | ← 植生保全対策の実施・検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ WG (森林生態系部会と合同) | ○ 現地WG (森林生態系部会と合同) | | | | | | | | ○ WG (森林生態系部会と合同) | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| モニタリング調査 | ↔ | | | | | | | | | | | | |
| | 生息密度調査・植生への影響調査 | | | | | | | | | | | | |
| | ← 行動圏調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 捕獲個体調査 → | | | | | | | | | | | | |

3. 実施内容

(1) 個体数調整 (参考資料2 38~40P, 63P 参照)

ニホンジカ保護管理計画 (第2期) に基づき、2から3年で生息密度を10頭/km²に低減することを目標として実施した。

1) 捕獲目標頭数

70頭から95頭

2) 実施結果

33頭 (オス5頭、メス28頭)

3) 手法

麻醉銃、アルパインキャプチャーに加え、新たに装薬銃 (猟銃) により捕獲を行い33頭を捕獲した。手法別捕獲頭数は、麻醉銃15頭、アルパインキャプチャー3頭、装薬銃 (猟銃) 15頭であった。

4) 新規手法の検討

ドロップネットによる捕獲を実施したが、捕獲に至らなかった。

(2) 植生保全対策 (参考資料2 67~83P 参照)

森林生態系部会と合同で植生保全対策WGおよび現地検討WGを開催し、大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画 (第2期) に基づき、今後5年間の植生保全対策 (防鹿柵等整備基本方針) について、検討した。

1) 保全対象

植生保全対策における保全対象は、母樹、後継樹、下層植生、減少傾向にある種、多様な生物の生息環境とした。

2) 植生保全対策の効果と問題点の整理

実施する対策ごとの効果とその問題点について、一覧表に整理した。

3) 植生保全対策の実施場所と実施方法について

①区域保全対策（防鹿柵等）

優先度、シカによる被食からの保護の緊急性、景観への配慮、設置コスト等を総合的に判断し、設置方針をとりまとめた。

②単木保護対策（ラス巻き等）

剥皮により枯死しやすい樹種を対象とし、特に実施から年月が経過している場所、対策未実施の場所を優先して実施する方針とした。

4) モニタリング

植生保全対策実施後の効果検証モニタリングの方法について検討した。

※なお、今年度については、現地検討WGにおいて決定した防鹿柵設置予定地（七つ池下）の測量（4.62ha）および東大台中道沿いでラス巻き1773本を実施した。

（3）モニタリング調査（参考資料2 44～62P参照）

1) 生息密度調査

糞粒法及びルートセンサスにより生息密度を調査した。

糞粒法による結果では、緊急対策地区平均で26.8頭/km²（東大台平均57頭/km²、西大台平均14.7頭/km²）であり、前年度より低い値であった。

また、ルートセンサスの結果では各ルートとも、2003年以降ほぼ横ばいの値であった。

2) 捕獲個体調査

個体数調整により捕獲した個体の、外部計測を行うとともに栄養状態、妊娠の有無について調査した。

3) 行動圏調査

西大台で3個体にGPS発信機を装着した。（データ未回収）

4) 植生への影響調査

16箇所において下層植生への影響の状況を調査した結果、調査地点NO.7（テンニンソウ群落）を除いて、全ての地点でニホンジカの食痕が確認された。

また、シカの生息密度との植生への関係を調べたところ、下層にミヤコザサが生育している地点ではニホンジカの生息密度が高いことが読み取れた。

（4）その他

大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議を開催し、関係機関が持っているニホンジカ保護管理に関する情報の共有化を目指すことを申し合わせた。

（構成機関）

近畿中国森林管理局

奈良県

三重県

上北山村

川上村

大台町

紀北町

（事務局）

近畿地方環境事務所

II 平成20年度「ニホンジカ保護管理」実施計画（案）

1. 実施項目

(1) 個体数調整（参考資料2 65～66, 85～86P参照）

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第2期）に基づき、捕獲目標を95頭とし、麻醉銃、アルパインキャプチャー、装薬銃（獵銃）により個体数調整を実施する。

また、くくりわな等の新規捕獲手法の検討を行う。

(2) 植生保全対策（参考資料2 67～83P参照）

平成19年度に検討した植生保全対策の整備基本方針に基づき、区域保全対策、単木保護対策を実施する。

(3) モニタリング調査（参考資料2 84P参照）

大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第2期）に基づき、ニホンジカの生息状況や植生への影響について調査を行う。

(4) その他

「大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議」を開催し、関係機関との情報共有や連携手法の検討を行う。

表-2 平成20年度「ニホンジカ保護管理」実施スケジュール

| | 平成20年 | | | | | | | | | | | | 平成21年 | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|------------|---------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------------|------------|---|---|--|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | |
| 評価委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| ニホンジカ保護管理 管理部会 | | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 1. 個体数調整 | ← 麻醉銃・アルパインキャプチャーによる捕獲・新規捕獲手法の検討 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ← 装薬銃による捕獲 → | | | | | | | | | | | | ← 装薬銃による捕獲 → | | | | | |
| | | | ○ WG | | | | | | | | | | | ○ WG | | | | |
| 2. 植生保全対策 | ← 植生保全対策の実施・検討 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ 現地WG | | | | | | | | | | | | ○ WG | | | | |
| | | 森林生態系部会と合同 | | | | | | | | | | | | 森林生態系部会と合同 | | | | |
| モニタリング調査 | ← 生息密度調査・植生への影響調査 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ← 行動圏調査 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ← 捕獲個体調査 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成 19 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告及び平成 20 年度実施計画

I. 平成 19 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告

1. 実施項目

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

昨年度に引き続き、普及啓発等を中心に公共交通利用促進活動を実施した。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験の実施に向けた検討

マイカー利用集中による道路混雑状況の調査・分析、および社会実験の実施に向けた検討を行うとともに、関係行政機関による「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催し、関係者との調整等を進めた。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

利用等に伴う自然環境への影響調査として、西大台地区における蘚苔類に関する調査を実施した。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発

広く一般国民を対象として周知・普及啓発を行うため、ホームページの公開、報道機関への周知を行うとともに、ポスターおよびリーフレットを作成し、広報に努めた。

2) 西大台利用調整地区に運用体制等に係る各種検討

今後の西大台利用調整地区の適正な運用を進めていくための基礎とするため、西大台利用調整地区における認定者数等の実績や、認定関係事務の実施状況等について調査・分析を行った。

3) 西大台利用調整地区モニタリング調査

西大台利用調整地区の適切な管理・計画の見直しを行っていくことを目的として、利用実態、利用者意識、利用施設の状況等に関するモニタリング調査・分析を行った。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～

1) ガイド制度の検討

利用者意識の向上及び質の高い自然体験の場を提供するため、昨年度に引き続きガイド制度等検討WGを開催し今後の調査事項について検討を実施した。

2) 自然体験プログラムの開催

大台ヶ原の魅力や、現在取り組んでいる自然再生の意義について周知することを目的に、自然体験プログラム（1回）を開催した。また利用者に質の高い自然体験の機会を提供するために、アクティブ・レンジャーおよびパークボランティアによる自然観察会（33回）を開催した。

3) 普及啓発活動の実施（ホームページ、メルマガ等）

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ等により、情報提供・情報発信を行った。

表-1 平成19年度「新しい利用のあり方推進」実施状況

| 利用対策部会 | | 平成19年 | | | | | | | | | | | | 平成20年 | | | |
|---------------------|------------------------|-------|---|---|---|---|---|----------------|-----------------------------|----------------|---|---|---|-------|--|--|-------------------------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | | |
| I. マイカー規制の実施 | 公共交通利用促進活動の継続実施 | | | | | ● | | ←公共交通利用促進活動 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ↓混雑情報発信 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ←公共交通利用促進活動の効果検証 | | | | | | | | |
| | パーク&シャトルバスライド社会実験の実施 | | | | | | | | ←マイカー利用集中による道路混雑状況調査・分析 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ○自動車交通対策にかかる会議 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ←利用実態調査 | | | | | | | | | |
| | 利用に伴う自然環境への影響の整理 | | | | | | | | ←利用調整期間 | | | | | | | | |
| II. より良好な森林地域の保全の強化 | | | | | | | | | ←ホームページ、ポスター、リーフレット等による普及啓発 | | | | | | | | |
| | 西大台利用調整地区の周知・普及啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | ←認定関係事務の実施状況等の検討 |
| | 西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討 | | | | | | | | ←利用実態調査 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ←利用者意識等に関する調査 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ←利用の質の向上に関する調査 | | | | | | | |
| | 西大台利用調整地区モニタリング調査 | | | | | | | | | ←歩道現況調査 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ←藪苔類調査(西大台) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ←ガイド登録制度等に関する検討 | | | | | | | | |
| III. 総合的な利用メニューの充実 | ガイド制度の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ワーキンググループ開催 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ○自然体験プログラムの開催 |
| | 自然体験プログラムの実施 | | | | | | | | | | | | | | | | ←大台ヶ原ホームページの管理・充実 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ←特設コンテンツの設置(公共交通キャンペーン) |
| | 普及啓発活動の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | ○メールマガジンの発行 |

(4) 会議等の開催状況

- 平成19年 8月10日 西大台利用調整地区制度に係る説明会
 8月30日 第6回西大台地区利用適正化計画検討協議会・第1回利用対策部会(合同開催)
 10月9日 大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議
 10月23日 西大台利用調整地区合同パトロール
 10月27日 自然体験プログラム
 平成20年 1月15日 第2回利用対策部会
 1月21日 第7回西大台地区利用適正化計画検討協議会
 2月18日 第3回利用対策部会
 2月18日 大台ヶ原ビジターセンター展示・解説標識WG
 2月28日 ガイド制度等検討WG

2. 実施内容

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～ (参考資料1参照)

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

①公共交通利用促進の広報宣伝活動

秋の利用集中期における公共交通利用を呼びかけるため、関係機関と連携し、近鉄主要駅、道の駅(奈良県内10箇所、奈良県外12箇所)、登山用品店(36箇所)、自然系博物館(10箇所)等においてポスター掲出(配布数186枚)・チラシ配布(23,000枚)を行うとともに、大台ヶ原自然再生ホームページでの情報提供を実施した。

②山上駐車場混雑情報の提供

大台ヶ原自然再生ホームページ(PCサイト・モバイルサイト)において、混雑予想カレンダーを掲載するとともに、春シーズンは4月28日から5月6日の土日祝日の計7日間、秋シーズンは9月29日から11月4日の土日祝日の計13日間において午前7時から午後4時まで、山上駐車場の満車・空車情報のリアルタイム掲載を実施した。

③効果の分析

上記①、②の効果进行分析するため、10月20日(土)・21日(日)の2日間は対面式で、10月22日から11月中旬にかけては留め置き式で、利用者へのアンケート調査等を実施した。

公共交通利用促進の広報の認知状況は、1種類以上の広報を見た人は全体の50.3%であり、広報媒体としては、大台ヶ原自然再生ホームページが49.5%と最も多く、次いで新聞記事(29.3%)、近鉄駅構内(18.2%)、道の駅(17.2%)であった。

利用交通としては、自家用車が73.3%と最も多く、公共交通(路線バス)は10.0%であった。昨年度の結果と比較すると、自家用車の割合が減り(昨年度:76.4%)、公共交通の割合が増加した(昨年度:5.3%)。

一方で、広報を見たことにより利用交通を自家用車から公共交通に変更した人の割合は2.4%あり、昨年度の結果(5.3%)よりも減少したが、「元々公共交通を利用するつもりだった」人の割合が昨年の7.9%から14.5%に増加した。また、広報を見たことによる意識の変化として、「自然環境保全の重要性」(53.5%)、「利用マナーの向上」(44.4%)について理解が深まるなどの回答が得られた。

大台ヶ原自然再生ホームページの山上駐車場混雑情報へのアクセス数は、日平均でPCサイト83.2回(昨年度94.3回)、モバイルサイト29.3回(昨年度33.7回)であり、昨年度より減少したものの安定した利用が行われている。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験に向けた検討

①マイカー利用集中による道路混雑状況調査・分析

混雑時の駐車場およびドライブウェイの状況を把握するために、山上駐車場の利用実態調査(10月20・21日の8:00~15:00)、およびドライブウェイの路肩駐車状況調査(10月21日、11月3・4日の路肩駐車台数ピーク時前後)を実施するとともに、路肩駐車が発生した場合に交通渋滞が発生する可能性が高い区間を抽出した。また、マイカー利用の抑制・分散にむけた基礎資料のひとつとするために、交通混雑の発生日、路肩駐車発生区間、駐車場満車時刻の予測を行った。

駐車場調査では、両日とも駐車場は満車状態となったが、目立った混雑は見られなかった。しかし、歩行者通路等への枠外駐車や、駐車枠をはみ出した駐車車両により利用できない駐車枠が多く観察されるなど、利用者の快適性や駐車場の効率的利用に関する問題点が明らかとなった。ドライブウェイ調査では、多くの路肩駐車が発生した10月21日と11月3日は、駐車場から0.15kmから0.35kmの区間で、道路両側へ路肩駐車が発生したために普通車の離合困難やバスの通過困難が発生した。

交通渋滞発生予想区間は駐車場から2.0km地点までに8区間抽出された。交通混雑発生が予想されるのは、ゴールデンウィーク、ゴールデンウィーク明けから6月上旬の土・日曜日、7月の海の日を含む週末、お盆前後、9月の土日祝日、10月中旬から11月上旬にかけての紅葉シーズンなどであり、その中でも5月のゴールデンウィークと10月中旬から11月上旬にかけての紅葉シーズンの週末は交通混雑発生の可能性が比較的高い。

②大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議

大台ヶ原における自動車交通対策について、関係行政機関と調整を図り、連携した取り組みを実施するため、平成17年3月の開催以降3回目となる「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催した。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

大台ヶ原ビジターセンター調べに基づく平成19年度の大台ヶ原の利用者総数は183,804人で、平成18年度(200,804人)より、1万7千人減少した。また、カウンター記録に基づく平成19年度の東大台の入山者数は46,211人、西大台の入山者数は10,590人で、平成18年度(東大台:54,625人、西大台:5,246人)と比べて、東大台は8,414人減少し、西大台は5,344人増加した。

また、利用等に伴う自然環境への影響調査として、西大台地区において、地表性蘚苔類の被度および種組成に関する調査を実施した。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発

西大台利用調整地区の周知・普及啓発を図るために、ホームページの公開、報道機関への周知を行うとともに、ポスター、リーフレットを作成し、全国の山岳連盟や近畿圏の登山用品店、旅行代理店、登山関連書籍や地図を扱う出版社、自然保護団体、交通事業者、自然系博物館などに幅広く配布した。また、平成19年8月6日～9月30日の間、近鉄主要駅17駅において、ポスターの掲出およびリーフレットの配置を行った。

2) 西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討

①認定者数等

平成19年度の利用調整期間は、9月1日～11月28日の89日間であり、期間中の認定者数は、合計452人であった。立入りをキャンセルした人64人を除く推定立入人数は、計388人であった。また、3ヶ月間の述べ上限人数4,400人に対する認定者数の比率は、10.3%であった。

利用調整期間のうち最も認定者数が多かったのは、10月21日(日)で、69人であった。また、認定者数が0の日は、89日間で31日間あり、認定者数0の日の割合は34.8%であった。

②申請の状況等

認定者452人中、個人申請は53人、11.7%で、他の399人は団体による申請であった。また、窓口申請を行ったのは、1団体2名のみで、他は全て郵便申請であった。

複数日認定者の状況については、認定者のうち、395人は1日のみの認定で、2日認定を受けた人が18人、3日認定が2人、4日が1人、11日が1人であった。

③認定関係事務の実施状況

立入を申請してから認定証交付までの日数は、申請書受付の当日交付が28.5%、翌日交付が31.2%、2日後12.4%、3日後10.0%で、約8割が申請の3日後までに認定証の交付を受けていた。また、4日以上の日数を要した場合も17.9%あったが、その理由は、申請書の不備により、修正に時間を要したためである。

また、立入日の何日前までに認定証が交付されているかをみると、1～週間前が45.6%、2週間～1ヶ月前が36.9%となっており、ほとんどが、立入の1週間前までに認定証の交付を受けている。以上より、認定関係事務は、概ね適正に実施されたといえる。

3) 西大台利用調整地区モニタリング調査

①利用実態調査

カウンター記録に基づく、駐車場から西大台地区への入込み数は、年間総計 10,590 人（平成 18 年度：5,561 人）であり、例年を大きく上回った。月別で最も利用者数が多かったのは8月で、入込み数は 5,550 人となっており、利用調整開始前の駆け込み需要が大きかったことが分かる。一方、利用調整開始後の9月から11月の入込み数は計 605 人であり（認定者以外に自然再生従事者等を含む。平成 18 年度の同時期：計 2,529 人）、例年を大きく下回った。

以上より、利用調整前までは、駆け込み需要により例年を大きく上回る利用者数となったが、利用調整後は利用集中を防ぐ効果が得られたといえる。

②利用者意識等に関する調査

事前レクチャーに関するアンケートの結果、事前レクチャーの長さについては、95.7%が「ちょうどよい」と回答し、事前レクチャーの内容については、59.8%が「満足」、39.1%が「普通」、配布した冊子の内容については、64.1%が「満足」、33.6%が「普通」としており、概ね高い満足度が得られた。また、利用者の傾向として、初めて西大台地区に来た人が73.0%と、昨年度(52.7%)と比べて、初めての比率が高かった。

また、利用後のアンケートの結果、問題行動の目撃件数は計 20 件で、昨年度と比べると「ペットの持ち込み」が見られなかったことをはじめとして、利用マナーの改善が見られた。また、利用後の満足度については、「期待通りだった」が42.9%、「期待していた以上によかった」が29.1%で、大半の利用者が満足を示した。一方、自由意見では、「迷いやすいため案内標識の拡充が必要」といった意見や、申請手続きの簡略化等を求める意見がみられた。

以上より、事前レクチャーの内容、配付資料、実際の地区利用について、概ね高い満足度が得られたといえる。また、初めて来訪する人が増えているが、問題行動は少数であり、利用者の意識は高いものと推測される。

③利用の質の向上に関する調査

利用調整の期間中、悪天候で入山できなかった日を除いて、毎日、巡視を行い、無認定の入山者に対する注意勧告を 21 件 40 人に対して行った。また、無認定で入山しようとした人に入口で注意することにより、34 件で違反の未然防止を行った。指導の結果、いずれの場合も、違反者等は指導に従って退去している。

以上より、認定を受けた利用者は、概ねルールに従って適切な利用をしているといえる。また、無断立入者がみられたが、適切な指導が行われたといえる。

④歩道現況調査

平成 18 年度調査で把握した複線化箇所 29 ヶ所、洗掘箇所 9 ヶ所、裸地化の定点観測地点 1 ヶ所、歩道外に立入が見られた箇所 6 ヶ所において、複線化や洗掘等の距離、深さ等を計測し、現況模式図の作成等を行い、昨年度の調査結果と比較した。

その結果、一部に複線化等の回復の傾向が認められるものの、概ね変化は見られなかった。また、一部の歩道の周辺において、植生の踏み荒らしが見られたが、利用調整前の駆け込み需要の影響が考えられる。

⑤蘚苔類調査（西大台）

利用による自然環境への影響を把握することを目的として、西大台地区に計 12 ヶ所の調査区を設け、地表性蘚苔類の被度調査および種組成調査を行った。その結果、各調査区において、10c m²以上の群落を形成している蘚苔類の被度および種名を記録し、今後の変化を検証していく

ための基盤をつくることができた。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～ (参考資料2参照)

1) ガイド制度等の検討

利用者意識の啓発及びより深い自然とのふれあい体験を提供するため、昨年度に引き続きガイド制度等検討WGを開催し、昨年度の計画を見直し、「制度」の前に現状を把握し検証していくための内容について検討を行った。

2) 自然体験プログラムの実施

大台ヶ原利用者に質の高い自然体験の機会を提供することを目的として、アクティブ・レンジャーおよびパークボランティアによる自然観察会を開催した(16日間・計31回、参加者総数133名)。

また、現在取り組んでいる自然再生の意義について、周知することを目的とする自然体験プログラムを開催した(平成19年10月27日(土)、雨天のため、時間を短縮して実施)。講師には、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の委員が実施し、専門的で内容の充実したプログラムとなった。

3) 普及啓発活動の実施(ホームページ、メルマガ等)

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ及び大台ヶ原通信(メールマガジン)により、情報提供・情報発信を行った。

PCサイト、モバイルサイトともに、平成19年度のアクセス数は平成18年に比べて増加しており、大台ヶ原情報の収集の方法のひとつとして浸透しつつあるといえる。

II 平成20年度「新しい利用のあり方推進」実施計画（案）

1. 「マイカー規制の実施」に関する取り組み

- (1) 公共交通利用促進の実施
- (2) 自動車利用適正化方策の検討
- (3) 利用に関する各種調査の実施
- (4) 地域経済振興への効果・影響の検証

2. 「より良好な森林地域の保全の強化」に関する取り組み

- (1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発
- (2) 西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討
- (3) 西大台利用調整地区モニタリング調査（1～（3）と一部重複）

3. 「総合的な利用メニューの充実」に関する取り組み

- (1) 利用の質に関する各種調査の実施
- (2) ガイド制度に関する検討
- (3) 自然体験プログラムの試行と検討
- (4) 普及啓発活動の実施（ホームページ、メルマガ等）

表一 平成20年度「新しい利用のあり方推進」実施スケジュール

| | 平成20年 | | | | | | | | | | 平成21年 | | |
|----------------------------|--------------------------|---|---|---|---|---|----|-----|----|---|-------|---|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 評価委員会 | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 利用対策部会 | | | | | | | | (○) | | | ○ | ○ | |
| I. マイカー規制の実施 | ← 公共交通利用促進活動 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 自動車利用適正化に関する検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | ← 自動車交通対策会議 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 利用に関する各種調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| ← 地域経済振興への効果・影響の検証 → | | | | | | | | | | | | | |
| II. より良好な森林地域の保全の強化 | ← 西大台地区利用調整地区の運用 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 運用体制等に係る各種検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ○ | | | | ○ | | |
| | ← 協議会 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← モニタリング調査 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ○ | | | |
| ← モニタリング評価(部会) → | | | | | | | | | | | | | |
| III. 総合的な利用メニューの充実 | ← 利用の質に関する各種調査の実施 → | | | | | | | | | | | | |
| | ← ガイド制度に関する検討 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| | ← ガイド制度WG → | | | | | | | | | | | | |
| | ← 自然観察会(PV、7タイプ・レンジャー) → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | ← 自然体験プログラム → | | | | | | | | | | | | |
| ← ホームページ・メルマガ等による情報提供・発信 → | | | | | | | | | | | | | |

参考) 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用計画

1 利用調整を行う期間

平成 20 年 4 月 23 日 (水) から 11 月 30 日 (日) まで

※県道大台ヶ原公園川上線 (大台ヶ原ドライブウェイ) の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

ア 利用集中期の土日祝日 : 100人

イ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

ウ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体 (2 人以上を団体とする) の利用申込みは、最大 10 人まで。

3 利用集中期 (別添カレンダー参照)

過去の台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

ア 春期 : 平成 20 年 4 月 26 日 (土) から 6 月 1 日 (日) まで

イ 夏期 : 平成 20 年 8 月 9 日 (土) から 8 月 17 日 (日) まで

ウ 秋期 : 平成 20 年 9 月 27 日 (土) から 11 月 3 日 (月・祝) まで

4 認定手続き

手続き方法は、変更なし。受付は、利用調整開始日の 3 ヶ月前である平成 20 年 1 月 23 日 (水) から実施する。

5 事前レクチャー

実施期間 : 平成 20 年 4 月 23 日 (水) から 11 月 30 日 (日) まで

実施場所 : 大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者 : 環境省 (主にふれあいコーディネーターが実施)

時間割 : 以下の時間割を予定。

| | 利用集中期の土日祝日 (100人) | 利用集中期の平日・通常期のすべての日 (50人もしくは30人) |
|---|----------------------|------------------------------------|
| ① | 7:30~8:00 | 無し |
| ② | 8:30~9:00 | 8:30~9:00 |
| ③ | 9:30~10:00 | 9:30~10:00 |
| ④ | 10:30~11:00 | 10:30~11:00 |
| ⑤ | 11:30~12:00 | 11:30~12:00 |
| ⑥ | 16:00~16:30 | 16:00~16:30 |

6 巡視

<巡視>

実施期間：平成 20 年 4 月 23 日（水）から 11 月 30 日（日）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

<協議会による合同パトロール>

西大台地区利用適正化計画検討協議会構成員による合同パトロールを実施する。

実施予定時期：平成 20 年 10 月ころ（利用集中期）を予定

<その他>

自然再生事業、公園管理業務と平行として職員が見回る他、吉野警察署と連携し合同でパトロールを実施する。

7 モニタリング

別途モニタリング計画に基づき、自然環境の状態に関する事項として動植物に関する調査を行い、利用のあり方に関する事項とし利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査を実施する。

モニタリング調査の結果は、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会（平成 21 年 1 月に開催予定）において評価を行い、評価結果を吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（平成 21 年 1 月に開催予定）に報告する。

8 普及啓発

西大台利用調整地区の制度を広く利用者に知ってもらうため、今後も継続的に普及啓発を行っていく。平成 19 年度は、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページや広報用資料による周知の他、近畿地方を中心に全国の関係者に対して幅広く周知を行った結果、一定の効果がみられたことから、平成 20 年度も継続的に普及啓発を行うこととする。特に利用調整開始前と各利用集中期の前に重点的に周知を行う。

なお、普及啓発に当たって、平成 19 年度と同様、東大台地区が利用調整の対象外でこれまでどおり利用可能であることもあわせて周知することとする。

9 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会において報告を行うとともに、ホームページ等により結果を公表する。

平成 20 年度 利用集中期の設定

4月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

5月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

6月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | | | | | | |

7月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

8月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

9月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

10月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

11月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

 利用集中期

※利用調整期間 4/23～11/30 (ただし終了日は冬期通行止めの期日により変更あり)

利用集中期 4/26～6/1、8/9～8/17、9/27～11/3

平成 20 年度 月別上限人数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 日数計 | 上限人数計 |
|-------------------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-------|
| 利用集中期の土日祝日 | 3 | 11 | 1 | 0 | 4 | 2 | 9 | 3 | 33 | 3300 |
| 利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日 | 2 | 20 | 8 | 9 | 6 | 10 | 22 | 9 | 86 | 4300 |
| 上記以外の平日 | 3 | 0 | 21 | 22 | 21 | 18 | 0 | 18 | 103 | 3090 |
| 日数計 | 8 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 222 | |
| 月別上限人数 | 490 | 2100 | 1130 | 1110 | 1330 | 1240 | 2000 | 1290 | - | 10690 |

大台ヶ原自然再生推進計画の見直しについて（案）

1. 大台ヶ原自然再生推進計画（第 1 期）計画について

策定 : 平成 17 年 1 月

計画期間 : 平成 16 年度～平成 20 年度

(ただし、ニホンジカ保護管理計画については、平成 19 年度～平成 23 年度)

計画の構成 : 森林生態系保全再生、ニホンジカ保護管理、新しい利用のあり方推進計画
「3つの柱」

2. 見直しの対象となる計画

・森林生態系保全再生計画

・新しい利用のあり方推進計画

(ニホンジカ保護管理計画（第 2 期）の計画期間は平成 19 年度～平成 23 年度)

3. 計画見直しの作業方針

大台ヶ原自然再生評価委員会及び各部会の意見を聞きながら以下の作業を行う。

- ・平成 20 年度において第 1 期計画に基づき実施された対策の評価を行う
- ・上記評価作業と並行し現行計画について所要の見直し作業を行い、評価結果を踏まえた第 2 期計画（計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度）を策定する
- ・ニホンジカ保護管理計画については、第 2 期計画終了年度（平成 23 年度）に計画期間中に実施した対策の評価を行った上で次期計画の期間設定を含めた見直しの検討を行うものとするが、当該計画の今後の見通し等も踏まえ、大台ヶ原自然再生推進計画全体との整合を図るための検討を行う。

4. 計画見直しのスケジュール（案）

平成 20 年

4～9 月 第 1 期計画評価のための成果（4 年間）とりまとめ作業

10 月～ 各部会で第 1 期計画の評価、計画内容の検討、第 2 期計画案の作成（必要に応じ現地 WG を開催）
一般からの意見募集
地域説明会の開催

平成 21 年

3 月 評価委員会

3 月中 大台ヶ原自然再生推進計画（第 2 期）（仮称）の決定

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 設置要領（改正案）

（名称）

1. この会議は、「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」（以下「評価委員会」という）と称する。

（目的）

2. 評価委員会は、平成17年1月に策定された「大台ヶ原自然再生推進計画」（以下「推進計画」という）の実施に関し、近畿地方環境事務所長（以下「事務所長」という）に意見を述べることを目的とする。

（検討事項）

3. 評価委員会においては次の事項を検討する。
 - （1）推進計画の実施に必要な調査に関する事項
 - （2）推進計画の実施状況を踏まえた評価に関する事項
 - （3）その他、大台ヶ原の自然再生の推進に必要な事項

（構成）

4. （1）評価委員会は、近畿地方環境事務所長から委嘱された委員及び関係機関をもって構成する。
 - （2）事務所長は、評価委員会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。

（評価委員会の組織等）

5. 評価委員会の組織等は以下のとおりとする。
 - （1）評価委員会に森林生態系部会、ニホンジカ保護管理部会及び利用対策部会を置く。
 - （2）必要に応じ、二以上の部会は合同部会を開くことができる。
 - （3）各部会は、必要に応じ、学識経験者等からなるワーキンググループを置くことができる。
 - （4）評価委員会、各部会及び合同部会はそれぞれ所属する委員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。
 - （5）各部会及び合同部会は、各部会及び合同部会の決定をもって評価委員会の決定とすることができる。

（部会の所掌）

6. （1）森林生態系部会は、推進計画のうち「森林生態系保全再生計画」の実施に関する事項を所掌する。
 - （2）ニホンジカ保護管理部会は、推進計画のうち「ニホンジカ保護管理計画」の実施に関する事項を所掌する。

(3) 利用対策部会は、推進計画のうち「新しい利用のあり方推進計画」の実施に関する事項を所掌する。

(会長・部会長)

7. (1) 評価委員会に会長をおき、委員の中から互選により選出する。会長は評価委員会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
- (2) 各部会に部会長をおき、委員の中から互選により選出する。部会長は各部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
- (3) 各部会長は所属する部会以外の部会及び合同部会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 合同部会に合同部会長をおき、その都度検討する議事を勘案し、部会長の中から互選により選出する。合同部会長は合同部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 評価委員会、各部会及び合同部会の運営に関する事務は、近畿地方環境事務所が行う。
- (2) その他運営に関して必要な事項は評価委員会で決定する。

(情報公開)

9. 評価委員会、各部会及び合同部会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 委員の任期は平成~~20~~年委嘱年度の3月31日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、委員及び関係機関の発議により、評価委員会の会議に出席した委員及び関係機関の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成17年8月30日から施行する。
- 平成18年3月20日 一部改正
- 平成19年3月15日 一部改正
- 平成 年 月 日 一部改正

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 構成員一覧

○委員

| 氏名 | 所属・役職 | 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 | | |
|--------|--------------------------------|-------------------|---------------------|------------|
| | | 森林生態系 部会 | ニホンジカ 保護管理 部会 | 利用対策 部会 |
| 井上 龍一 | 奈良教育大学附属小学校 教諭 | ○ | | |
| 川瀬 浩 | 日本野鳥の会奈良支部 支部長 | ○ | | |
| 木佐貫 博光 | 三重大学 准教授 | ○ | | |
| 佐久間 大輔 | 大阪市立自然史博物館 学芸員 | ○ | | |
| 柴田 叡弒 | 名古屋大学大学院 教授 | | ○ | |
| 高田 研一 | 高田森林緑地研究所 所長 | ○ | | |
| 高橋 裕史 | (独)森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ | | ○ | |
| 高柳 教 | 京都大学大学院 講師 | | ○ | |
| 田村 義彦 | 大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長 | | ○ | ○ |
| 鳥居 春己 | 奈良教育大学教育学部附属 自然環境教育センター 准教授 | | ○ | |
| 長嶋 俊介 | 鹿児島大学多島園研究センター 教授 | (○) | (○) | ○ |
| 西田 正憲 | 奈良県立大学 教授 | | | ○ |
| 野間 直彦 | 滋賀県立大学 講師 | ○ | | |
| 日野 輝明 | (独)森林総合研究所関西支所 野生鳥獣類管理チーム長 | ○ | | |
| 日比 伸子 | 橿原市昆虫館 資料学芸係長 | ○ | | ○ |
| 前田 喜四雄 | 奈良教育大学 教授 | ○ | | |
| 横村 久子 | 京都女子大学 教授 | | | ○ |
| 松井 淳 | 奈良教育大学 教授 | ○ | | |
| 村上 興正 | 元京都大学 講師 | ○ | ○ | (○) |
| 横田 岳人 | 龍谷大学 講師 | ○ | ○ | |

○関係機関

| | | | | |
|----------------|----------------|---|---|---|
| 近畿運輸局 | 奈良運輸支局 | | | ○ |
| 近畿中国森林管理局 | 計画部計画課 | ○ | | |
| | 計画部指導普及課 | ○ | | |
| | 三重森林管理署 | | ○ | ○ |
| 奈良県 | 企画部観光交流局観光課 | | | ○ |
| | 農林部森林保全課 | ○ | ○ | ○ |
| 三重県 | 環境森林部自然環境室 | | ○ | ○ |
| 上北山村 | 建設産業課 | ○ | ○ | ○ |
| 川上村 | 地域振興課 | | | ○ |
| 大台町 | 産業課 | | | ○ |
| 吉野きたやま森林組合 | | ○ | ○ | |
| 上北山村商工会 | | | | ○ |
| (社)奈良県猟友会上北山支部 | | | ○ | |
| (社)三重県猟友会 | | | ○ | |
| 近畿日本鉄道(株) | 大阪輸送統括部 | | | ○ |
| 奈良交通(株) | 自動車事業本部乗合バス事業部 | | | ○ |
| 奈良県タクシー協会 | | | | ○ |
| 吉野熊野観光開発(株) | | | | ○ |